

大正セントラルテニスクラブ新宿 法人会員規約

第1条 (名称)

本クラブ (以下クラブという) は大正セントラルテニスクラブ新宿と称し、事務所を東京都豊島区高田三丁目26番3号 泰正株式会社内に置く。

第2条 (目的)

クラブは、前条の会社が東京都渋谷区本町一丁目55番14号において管理運営するテニスコート及びその付属施設 (以下あわせて施設という) を利用して、テニスの上達や心身の健康をサポートし会員相互の親睦を図るとともにテニスの普及、発展に寄与することを目的として設置し運営する。

第3条 (会員の種類)

- 1 会員の種類と施設の利用内容は別紙の通りとする。
- 2 本規約は法人会員を対象とする。

第4条 (会員の義務)

会員は、円滑なクラブ運営のため、クラブの定める規約・ご利用案内 (法人会員様用) 等を遵守するものとする。

第5条 (入会、会員期間、更新)

- 1 クラブに入会を希望する法人は、クラブの資格審査に合格した上で所定の手続きを行い、クラブが別に定める登録料及び会費を支払うことにより会員の資格を取得するものとする。なお、クラブは第13条に該当する法人の入会を認めない。
- 2 会員期間は入会月の月初から1年間とする。但し、会員は、次条第2項に従い会費を支払うことにより会員期間を更新することができる。

第6条 (登録料及び会費)

- 1 会員は、入会の際、登録料を速やかにクラブに支払う。なお、クラブは、いったん払い込まれた登録料は理由のいかんを問わず返金しない。
- 2 会費は年会費とし、クラブより請求書を発行、会員は、会費をクラブが指定した方法で指定した日までに支払う。
- 3 クラブは、その判断により登録料及び会費を変更することができる。

第7条 (会員資格の譲渡・貸与禁止)

会員資格は、他に譲渡、名義書換または貸与をすることはできない。

第8条 (変更事項の届出)

会員は法人名、住所、連絡先、会員区分等、入会申込時に届け出た諸事項に変更のある場合は、速やかにクラブに届出なければならない。

第9条 (退会)

会員が退会する場合、原則として会員期間満了月末日にて退会とし、会員期間満了日の1ヶ月前までに所定の手続きを行う。

第10条(再入会)

クラブは、会員が退会后、再入会する場合、改めて登録料を申し受ける。

第11条(利用者、利用券)

- 1 会員は、自己の役員及び従業員(以下、利用者という)にクラブを利用させるものとする。
- 2 利用者がクラブを利用するときは、クラブが発行した利用券をクラブフロントに提出し、会員名及び利用者氏名をクラブ所定の用紙に記入するものとする。
- 3 利用者は、利用券を他人に譲渡又は貸与してはならず、その他その方法を問わず他人に使用させてはならない。
- 4 会員は、クラブの利用に関する利用者の行為の全てについて責任を負う。

第12条(ビジター)

- 1 会員は、利用者に利用者以外の者をビジター(ゲスト)として同伴させることができる。この場合、ビジターの行為については会員が一切の責任を負うものとする。
- 2 ビジターの利用料金はクラブが別途定める。
- 3 クラブは、施設の利用状況その他の事情によりビジターの同伴を制限することがある。

第13条(除名)

クラブは、会員、利用者又はビジターが次のいずれかに該当するときは、会員を除名し又は利用継続を拒絶することができる。

- (1) 会員、利用者又はビジターが、次のいずれかに該当したことが判明したとき。
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等及びその構成員
 - F. その他AからEに準ずる者
- (2) 会員、利用者又はビジターが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. クラブとの関係において脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてクラブの信用を毀損し、またはクラブの業務を妨害しもしくはクラブの秩序を乱す行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (3) 本規約又はクラブの諸規程に違反したとき。
- (4) その他会員としての品位を損なうと認められる非行のあったとき。

第14条(施設の利用)

- 1 会員、利用者及びビジターの施設利用時間及び利用方法については、別途テニスコートご利用案内に定めるものとする。
- 2 会員、利用者及びビジターは、施設利用については係員の指示に従うものとする。

第15条(クラブの休日及び利用の制限)

クラブの休日はクラブが別途定める。クラブは、施設の改修及び特別の行事、その他の事情により施設の全部又は一部の使用を制限することがある。

第16条 (クラブの閉鎖)

- 1 クラブは、天災地変、社会経済情勢の変化、施設の廃止または使用目的の変更、クラブの経営状況の悪化、その他やむをえない事由が生じた場合、合理的な予告期間を置いてクラブを閉鎖することができる。
- 2 前項の場合には、クラブは払込済の年会費のうち未経過期間分を日割り計算で会員に返金する。

第17条 (免責)

クラブは、施設内で発生した盗難、負傷などの事故及び会員間のトラブルについて、その責任を負わない。

第18条 (規定外事項)

本規約に定めていない事項、及びクラブの運営上必要な事項は、クラブが別に定める。

第19条 (改定)

本規約及び細則、その他利用規程等については、クラブは必要に応じこれを改定することができる。

2013年1月1日実施

2013年12月1日変更

●会員の種類、会員期間、施設の利用内容

会員の種類		施設の利用内容
個人会員	プレミアム正会員	クラブの休日を除き、終日 施設を利用できる。
	プレミアム正家族会員	プレミアム正会員に準ずる。
	プレミアム平日会員	土日祝日及びクラブの休日を除き、終日 施設を利用できる。
	プレミアム平日家族会員	プレミアム平日会員に準ずる。
	正会員	クラブの休日を除き、デイトタイムに施設を利用できる。
	正家族会員	正会員に準ずる。
	平日会員	土日祝日及びクラブの休日を除き、デイトタイムに施設を利用できる。
	平日家族会員	平日会員に準ずる。
	平日モーニング会員	土日祝日及びクラブの休日を除き、9:00から13:00までの時間帯に施設を利用できる。
	平日トワイライト会員	土日祝日及びクラブの休日を除き、16:00から19:00までの時間帯に施設を利用できる。
	ナイター会員	クラブの休日を除き、18:00から22:00までの時間帯に施設を利用できる。
	ナイター家族会員	ナイター会員に準ずる。
	平日トワイライト&ナイター会員	平日の16:00から18:00及び土日祝日を含むナイターの18:00から22:00までの時間帯に施設を利用できる。
	シニア正会員	クラブに継続して10年以上在籍された65歳以上の方で、正会員に準ずる。
	シニア正家族会員	クラブに継続して10年以上在籍された65歳以上の方で、正家族会員に準ずる。
	シニア平日会員	クラブに継続して10年以上在籍された65歳以上の方で、平日会員に準ずる。
シニア平日家族会員	クラブに継続して10年以上在籍された65歳以上の方で、平日家族会員に準ずる。	
個人短期会員	短期正会員	クラブの休日を除き、デイトタイムに施設を利用できる。
	短期正家族会員	短期正会員に準ずる。
	短期平日会員	土日祝日及びクラブの休日を除き、デイトタイムに施設を利用できる。
法人会員 (会員期間：1年)	プレミアム法人会員	全日 9:00～22:00 クラブの休日を除き、終日内に2時間最大8名様まで施設を利用できる。(デイトタイムに1回、ナイターに1回 予約制)
	ゴールド法人会員	デイトタイム 9:00～18:00 クラブの休日を除き、デイトタイム又はナイター時間内に2時間最大8名様まで施設を利用できる。(1日1回 予約制)
	ゴールド法人会員	ナイター 18:00～22:00 クラブの休日を除き、デイトタイム又はナイター時間内に2時間最大8名様まで施設を利用できる。(1日1回 予約制)
	シルバー法人会員	デイトタイム 9:00～18:00 クラブの休日を除き、デイトタイム又はナイター時間内に1時間最大4名様まで施設を利用できる。(1日1回 予約制)
	シルバー法人会員	ナイター 18:00～22:00 クラブの休日を除き、デイトタイム又はナイター時間内に1時間最大4名様まで施設を利用できる。(1日1回 予約制)

※デイトタイムの時間帯は細則に定める。